

指定訪問介護事業所
介護予防・日常生活支援総合事業 第一号訪問事業所
ヘルパーステーション さざんか運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 光道園（以下「事業者」という。）が老人福祉法に規定する老人ホームヘルプサービス事業として設置経営するヘルパーステーション さざんか（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業および介護予防・日常生活支援総合事業 第一号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な援助を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る

2 事業者は、要支援状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、要支援状態の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ利用前の生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図る。

3 本事業の運営に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスの提供を図る。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ヘルパーステーション さざんか
- 二 所在地 福井県丹生郡越前町朝日 22 字 7 の 1

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種及び定数)

第4条 事業所の職種及び定数は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------|
| 一 施設長（管理者） | 1名 |
| 二 サービス提供責任者 | 1名以上 |
| 三 訪問介護員等 | 2. 5名以上 |

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- 一 施設長（管理者）は、事業所と職員の管理及び事業の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者は、訪問介護員養成研修1級課程修了者または介護福祉士が当たる。また、事業所に対するサービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、サービス計画の作成等を行い、利用者又はその家族に対して、相談助言に当たる。さらに、居宅介護支援事業者等他の機関との連携を行う。
- 三 訪問介護員等は、訪問介護員養成研修（1級・2級）修了者及び介護福祉士が当たり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な援助及び介護（支援）を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日は、月曜日から日曜日までとし、祝日も営業とする。但し12月29日から1月3日までを除く。但し、外部サービス利用型指定特定施設へのサービス提供に関してはこの限りではない。
- 二 営業時間は、午前7時から午後9時までとする。但し、特別に必要な場合はこの限りではない。

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(訪問手続き等)

第7条 事業者は、サービスの提供に際し、あらかじめ訪問利用申込者又はその家族に対し、サービス選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得る。

2 事業者は、サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護（要支援）認定の有無及び有効期間を確認

する。さらに認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨に沿ってサービス提供を行う。

(事業内容)

第8条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供する。

2 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

第9条 サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

第10条 サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第11条 正当な理由なくサービスの提供を拒まない。ただし、通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して適切なサービスの提供が困難と認められた場合には、他の事業者の紹介等、必要な措置を講じる。

第12条 サービスの提供に際し、要介護（要支援）認定を受けていない利用申込者には、要介護（要支援）認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。

2 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合であっても必要と認めるときは、要介護（要支援）認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護（要支援）認定等の有効期間の1ヶ月前にはなされるよう、必要な援助を行う。

第13条 サービスの提供の開始に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき（介護保険法第41条第6項及び介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないとき）は、当該利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

第14条 事業所の事業に係わる内容は、次のとおりとする。

- 一 身体介護（支援）
- 二 生活援助（支援）

第15条 サービスの提供に当たっては、次条第1項に規定するサービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助（支援）を行う。

2 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

3 サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

4 常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な相談及び援助を行う。

第16条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえての目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したサービス計画を作成する。

2 前項のサービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には当該計画の内容に沿って作成する。

3 サービス提供責任者は、第1項のサービス計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明する。

4 サービス提供責任者は、サービス計画作成後においても、該当サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス計画の変更を行う。

なお、第1項から第3項までの規定は、サービス計画の変更について準用する。

（利用料その他費用）

第17条 事業者が提供した事業の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるが、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、第19条の通常の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所の所在地越前町、鯖江市（吉川、立待、神明地区）は無料とする。

その他の市町村は、所定単位数に5%加算されます。

3 事業者が提供するサービスにおいて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金

が加算されます。割増料金は介護保険の支給限度の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- 一 早朝（午前6時～午前8時） : 25%増し
- 二 夜間（午後6時～午後10時） : 25%増し
- 三 深夜（午後10時～午前6時） : 50%増し

ただし、当事業所の営業時間は午前7時から午後9時までです。

4 事業者が提供するサービスの利用料金は1か月ごとの定額制です。そのため月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。

- 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

5 第1項から第4項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に事業内容や費用を説明した上で、その支払いに同意する旨の文書に署名押印を受ける。

6 第1項の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記録したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

7 前項の費用の支払いは、現金又は口座引き落としにより指定期日までに受ける。

第18条 指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、法定代理受領サービス費の額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

第5章 通常の事業の実施地域

（通常の事業の実施地域）

第19条 事業所の通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- 一 実施地域は、越前町、鯖江市（吉川、立待、神明地区）とする。

第6章 緊急時等における対応方法

（緊急時の対応）

第20条 訪問介護員等はサービスを提供している際に、利用者の心身に異変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し、適切な措置を講ずるとともに管理者に報告する。

第7章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第21条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(勤務体制の確保)

第22条 事業者は、利用者に対し、適切なサービスその他のサービスを提供するため、職員の勤務体制を定め、サービスの提供は、当該職員によって行う。

2 事業者は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- 一 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- 二 職種別研修 随時

(衛生管理等)

第23条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。

2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める

(秘密保持等)

第24条 事業所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第25条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護（要支援）被保険者に事業所を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与しない。

2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、事業所の利用者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

(人権の擁護および虐待防止のための措置)

第26条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずる。

- 一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
- 二 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 施設において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 五 成年後見制度の利用支援
 - 2 従業者は、事業所内及び利用者の居宅その他の場所において、当事業所の従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者のこと。）その他の者により、虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(苦情処理)

第27条 事業者は、提供したサービスに関する、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付ける窓口を設置する。

2 事業者は、提供したサービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは紹介に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を得た場合は、当該指導又は助言に従い、必要な改善を行なうものとする。

3 事業者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法176条第1項第2号の規定による調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導または助言を得た場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

(事故発生の予防及び事故発生時の対応)

第28条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- 一 事故が発生した場合の対応及び次号に規定する報告の方法等を記載した事故発生防止のための指針を整備する。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

三 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

2 事業者は、利用者に対するサービスの事故が発生した場合は、速やかに市町村等、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

4 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(会計の区分)

第29条 サービスの事業会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第30条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、第一号および第二号の記録についてはその完結の日から五年間、その他の記録についてもその完結の日から五年間保存する。

【記録の種類】

- ・ サービス計画書(保存期間5年)
- ・ 具体的なサービス内容の記録(保存期間5年)
- ・ 身体拘束についての記録(保存期間5年間)
- ・ (不正被保険者についての)市町村への通知(保存期間5年間)
- ・ 苦情内容等の記録(保存期間5年間)
- ・ 事故対応についての記録(保存期間5年間)
- ・ ほかに(保存期間5年間)

※ 「完結の日」の考え方

- ・ 日々作成する記録については、「サービスを提供した日」とする。

サービス内容の記録、身体拘束についての記録

- ・ 記録に期間の定めがあるものは、その期間の満了日

サービス計画書

- ・ 必要に応じて作成する記録については、「サービスを提供した日」とする。

市町村への通知、苦情の内容等の記録、事故対応についての記録

第31条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事

業所の施設長（管理者）との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

この規程は、平成13年3月1日より施行する。

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

この規程は、平成18年10月1日より施行する。

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年11月22日より施行する。

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。